

令和 6 年 1 2 月 6 日

国際農研は、令和 6 年 1 2 月 6 日付けで、以下のとおり指名停止措置を行いました。

1 指名停止の措置事業者

- (1) 東京都千代田区神田駿河台三丁目 9 番地
三井住友海上火災保険株式会社
- (2) 東京都新宿区西新宿一丁目 2 6 番 1 号
損害保険ジャパン株式会社
- (3) 東京都渋谷区恵比寿一丁目 2 8 番 1 号
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社
- (4) 東京都千代田区大手町二丁目 6 番 4 号
東京海上日動火災保険株式会社

2 指名停止の期間

令和 6 年 1 2 月 6 日から令和 7 年 3 月 5 日まで（3 ヶ月）

3 指名停止の理由

京成電鉄株式会社が行った損害保険契約に関し、令和 6 年 1 0 月 3 1 日、公正取引委員会から、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律第 3 条（不当な取引制限の禁止）の規定に違反する行為を行っていたとして同法第 7 条第 2 項及び第 7 条の 2 第 1 項の規定に基づく排除措置命令及び課徴金納付命令を受けたことは、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター物品の製造契約、物品の購入契約及び役務等契約指名停止等措置要領（平成 15 年 10 月 24 日 15 国研セ第 10-83 号）の別表 5 に該当するため。